スクラム

2026年8月号
第256号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057　広島市東区二葉の里1-3-16　スクラムユニオン・ひろしま
TEL/FAX 082-264-2310　scrum_u34@ybb.ne.jp　郵便振替　01310-1-65053
銀行振り込み先　もみじ銀行　三篠支店　普通　口座番号　1820186

広島平和記念式典に臨んで

スクラムユニオン・ひろしま委員長　土屋　信三





今年も8月6日、平和記念式典が開かれた。アメリカが広島に原爆投下してから81年が経つ。この日は日本中の国民が原爆被害に想いを致し、戦争に反対し、平和を守ることの重要性が語られることになる。このこと自体が誤っているとは言えない。だが、「それだけではダメだ」という強い違和感を持つのは私だけだろうか？

戦争に反対し、平和を守らなければならないと言うその人たちが、高市政権を誕生させ、しかも憲法改悪に向けての白紙委任を与えるようなことをやった。衆議院選挙では自民党単独での憲法改悪への国会発議を可能とするような議席数を与えた。この背景に小選挙区制度の持つ欠陥があったとしても、このことを強く指摘しておかねばならない。この衝撃は、あたかも当時最も民主的だと言われたドイツワイマール憲法下で、ヒトラーが権力を握ったときを彷彿とさせるものであった。

事実、その後の高市政権の行ったことは戦争に向けての法整備に他ならなかった。

2025年10月の政権発足後、所信表明で防衛力の強化や安保三文書の前倒し改定などを打ち出した。11月には台湾有事は日本の国家存立危機事態になり得ると明言し、中国との戦争も辞さないことを明らかにした。その後、2026 年 1 月には国家情報局や国家情報会議の創設、スパイ防止関連法などの整備方針を表明し、2026 年 2 月の施政方針演説では、安保三文書の前倒し改定や、防衛装備移転三原則の見直し、宇宙分野の防衛体制強化を進めると述べた。2026年4月には、防衛装備移転三原則と運用指針が改正され、殺傷能力のある武器の装備移転が可能になった。同年 5 月には国家情報会議設置法が成立し、情報機能強化の枠組みが制度化された。これは日本国民を監視するための法整備であった。そして、ここに来て国旗損壊罪を成立させ、国民の思想統制に拍車をかけている。さらに予定されているのが「スパイ防止法」である。これは現代の治安維持法である。現政権に反対するものはすべて外国に通ずる「スパイ分子」として摘発することを目論んだものである。一方で、トランプの要請に応えて、財源も明らかにすることなく 26 年度予算で 9 兆円超に膨らませた軍事費を、今度はGDP費2%から3.5%（21兆円）にまで引き上げようとしている。国民の生活などは二の次ということである。

話を元に戻そう。要は戦争に反対し、平和を守ろうとするならば、現在の高市政権と対峙し、高市政権を打倒する闘いへと突き進まなければならない。戦争体制へと突き進んでいる高市政権を野放しにしておいて、戦争に反対すると言ってもそれは口先のことにしかならない。現在の情勢の中で、戦争に反対し、平和を守るということは具体的に高市政権の推し進める戦争政策のひとつひとつに反対していくことである。そして、選挙においては、自民党、維新の議席を減らし、高市政権自体を葬り去ることでなければならない。

松井市長は何を恐れているのか？

松井広島市長は「平和宣言」の中で、核廃絶と平和を願う行動の輪を広げることを呼びかけた。そして、「若い世代のみなさんに提案があります。」と続け、「価値観の異なる人々との国境を越えた交流を深めて下さい」と呼びかけた。そうではないだろう。今、現実に高市政権が「戦争をする国」に向けて着々と準備を進めているときに、それを指摘し、それに反対する行動を起こすことが「戦争に反対し、平和を守ることになる」と伝えなければならない。高市政権が非核三原則を反古にし、日本の核武装さえも目論んでいる中で、そのことを明確に指摘し、批判することもなく、平和を語り、戦争反対を語ることは真実から目を閉ざし、多くの人に幻想を振りまくことに他ならない。「善意の道は地獄へと通ずる」これは政治を語る上で忘れてはならない。

松井市長の述べた「平和宣言」では、原爆を投下した国がアメリカであることも明言せず、高市が非核三原則を改ざんしようとしていることへの批判と反対表明もなかった。なぜ、具体的に批判しようとしないのか。高市は平然と「我が国は非核三原則を堅持しており」などと述べ、今後改ざんする道筋をしっかりと残した発言をしている。意図は明確である。高市は非核三原則の内、「持ち込ませず」を撤回し、米軍の核兵器を日本国内に配置・装備するとともに日本の核武装への道を切り開こうとしている。日本が核廃絶を目指し、平和を守るというのなら、こうした高市のもくろみを暴露し、批判し、反対するという行動を身をもって示すべきであろう。

核と人類は共存できない

被爆８１周年原水爆禁止世界大会が、今年も８月６日を中心に取り組まれた。スクラムユニオンは８月３日の「非核・平和行進」と８月５日のフィールドワーク、安野発電所「中国人強制連行・中国人被爆の歴史を歩く」に参加した。

平和行進

８月３日は朝から強烈な日射しの中、広島駅南に位置する稲荷橋公園に集合して、平和運動センターの仲間たちとともに平和公園を目指して９時半に出発した。１時間弱の行程だったが街宣車を先頭に約 50 名が隊列を組み、道行く人たちに反戦・平和を訴えた。

とりわけ、高市政権の推し進める「戦争する国」作りに向けたさまざまな反動立法に対する危機感が共有されていたと感じた。道行く広島市民の注目度も高く、反応も良かった。平和公園では、連合系のデモ隊も別ルートから到着し、合同で集結集会が行われた。

安野中国人強制連行・強制労働・被爆死



８月５日のフィールドワークは、日本ではあまり知られていない中国人強制連行・強制労働、中国人被爆を扱ったものである。



太平洋戦争末期、日本では多くの働き手が兵士としてかり出され、国内の労働力が圧倒的に不足した。日本政府と企業は約70万人の朝鮮人を強制連行して働かせたが、それでも不足する労働力に対して中国人を強制連行して補おうとした。広島では安野発電所建設に 360 名の中国人が強制連行され、強制労働に就かされ、29 名

が死亡した。その内 5 名は傷害致死事件の取調中、原爆被害に遭い死亡した。このフィールドワークは安野発電所建設に強制連行された中国人被害者の実態を学ぶものである。全国からの参加者 14 名とスタッフとして参加したメンバー合わせて 19 名で行われた。安野発電所から善福寺、津浪収容所跡、堀出口跡、香草収容所跡、香草工事現場跡、土居取水口を回り、現場を確認すると共に土居取水口では中電の方からの説明も受けた。猛暑の中、参加者の体調に配慮して善福寺での学習に時間を多めにとっての企画となった。

新執行委員の紹介



副委員長　キクチ・マウリシオさん

私の名前はキクチ・マウリシオです。今年の大会からスクラムユニオン・ひろしまの副委員長を務めることになりました。

私は島根県出雲市に住み、村田製作所で働いています。この度、村田製作所で働くブラジル人労働者の権利を守り、よりよい労働環境を実現するために組合活動に取り組むことを決意しました。まだまだ学ぶことも多いですが、みなさんの声に耳を傾け、一人ひとりの力になれるよう精一杯努力していきたいと思います。みなさんのご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

執行委員（会計担当）　西川さん



今年度から会計を務めることになりました、西川です。普段は行政書士として仕事をしております。このたび会計という役割をいただき、身の引き締まる思いです。組合の皆さまからお預かりした大切なお金を責任を持って管理するとともに、収支についても分かりやすく、正確に記録していきたいと思っております。また、組合の活動に必要な支出については、慎重に検討し、無駄のない適切な会計運営を心がけてまいります。　至らない点やご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、組合の皆さまと相談し、協力しながら責任を持って役割を果たしていきたいと思います。　皆さまが安心して活動できるよう、会計という立場からしっかりと支えてまいりますので、一年間、どうぞよろしくお願いいたします。



執行委員　坪根さん

この度、執行委員を務めさせていただくことになりました。これまで組合活動について深く考える機会は多くありませんでしたが、今回この様な役割を任せていただき、身の引き締まる思いです。

まだまだ分からないことも多く、至らない点もあるかと思いますが、組合員の皆さんが安心して働くことができ、より良い職場環境につながるよう、皆さんの声に耳を傾けながら活動していきたいと思います。一人ではわからないことも、皆さんと一緒に考え、意見

を出し合うことで、少しずつでも前進できればと思っています。これから多くのことを学びながら、微力ではありますが、組合活動に貢献できるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

最低賃金をすぐさま 1500 円に！8 時間働けば生活できる賃金を！



7月 17 日、広島労働局宮原局長宛に、広島県労協として「最低賃金に関する意見書」を提出し、意見交換を行った。労働局からは、賃金室長補佐の片山さんが対応した。広島県労協側からは、スクラムユニオン・ひろしまの土屋委員長、土屋書記長をはじめ、福山ユニオンたんぽぽ武藤委員長、郵政ユニオンからは岡崎さん、藤原さんなど７名が参加した。池上議長が議会の関係で参加できなかったため、土屋副議長が意見書を手渡した。

意見書の中では、1）物価高騰の中で実質賃金の低下が続いていること、その中で、最低賃金近傍で働く労働者は蓄えもなく、食事にも事欠くような窮乏生活を強いられている。このような状態を脱するためには、時給 1500 円が最低でも求められている。諸外国と比較しても日本の最低賃金額は少なすぎることを指摘した。2）地域間の最低賃金格差の拡大により、地方では危機感が高まっている。そのひずみがいわゆる「徳島ショック」という形で噴出している。この是正のためにも最低賃金の全国一律制度を検討すべきである。3）中央最低賃金審議会並びに地方最低賃金審議会の議論を完全公開すべきである。4）現在の消費者物価上昇は「経済情勢に関する状況認識に大きな変化」に該当するのか？また、最低賃金改定が物価上昇に追いつかない現実をどうとらえているのか広島労働局の見解を聞きたいとした。

労働局賃金室長補佐の片山さんには丁寧に対応してもらった。県労協として武藤さんや岡崎さんから最低賃金近くで働く労働者の実態が語られ、　労働局として最低賃金の決定に向けての働きかけを強く要請した。労働局として、直接、最低賃金をいくらにするのかということはできないが、最低賃金近くで働く労働者の実態を聞かせてもらって、その状況を共有化し、労働局上層部に伝えることが約束された。

今後も粘り強く最低賃金のアップに向けて働きかけていくことを県労協としても確認して労働局交渉を終えた。

現政権の外国人政策に物申す　　執行委員　　岩下康子

外国人を「管理」する日本――永住制度の厳格化が問いかけるもの

日本で暮らす外国人をめぐる政策が、めまぐるしく変化している。少子高齢化と人口減少が進む一方、外国人労働者や在留外国人は増加した。法務省の統計によれば、在留外国人数は 400 万人を超え、過去最多を更新し続けている。人手不足が深刻化する産業を下支えする存在の一方で、社会の急速な多様化に対する漠然とした不安や反発の声も強まり、この相反する二つの力学がいま、政府の政策を大きく揺り動かしている。こうした状況を背景に、

政府内では今後の外国人の受け入れについて、「総量規制」を求める主張が強まっている。

2024 年の入管法改正では、永住者の在留資格について、一定の公的義務違反などを理由として取消しにつながる仕組みが整備された。政府は税や社会保険料の不払いなどを問題として挙げるが、これらは本来、国内の法制度や税・社会保障の枠内で個別に是正・対応されるべき性質のものだ。例えば、勤務先の経理担当者の事務的なミスで社会保険料の納付が数ヶ月遅れたようなケースでさえ、本人の意図とは無関係に「公的義務違反」とみなされかねない。日本人であれば督促や差し押さえといった通常の行政・法的手続きで処理される遅延やミスが、外国人にとっては「日本に住み続ける権利」そのものを剥奪されるリスクに直結するという構造は、あまりにもアンバランスかつ過剰な統制と言わざるを得ない。

さらに、2026 年に改訂された永住許可ガイドラインでは、その管理の色合いを一段と濃くしている。納税や公的年金、公的医療保険について「原則として当初の納付期限内での履行」が厳格に求められるようになったほか、年収要件が引き上げられた。従来の永住審査では、単身者の場合「直近 5 年間の年収が各年 300 万円程度以上」が一つの目安であった。しかし、新基準では「日本人世帯の平均年収水準（約 450 万～500 万円以上の予定）」を継続して維持することが求められる。とりわけ非正規雇用や中小企業で働く外国人にとって、こうした水準を何年にもわたり安定的に維持し続けることは容易ではなく、景気変動や転職、育児・介護による一時的な就労調整が、そのまま長年積み重ねてきた在留実績を無に帰しかねない。日本語や日本の複雑な行政・社会保障制度への理解が十分でない中、企業側の給与控除の不手際や手続きの行き違いによって生じた微細な遅延さえもが審査や資格維持のハードルとなるならば、それは制度的欠陥を個人の責任に転嫁するに等しい。

言うまでもなく、日本は現在、介護、建設、農業、宿泊、製造、外食などの現場で、外国人労働者の存在なしには持続不可能な社会構造にある。彼らは単なる一時的な「労働力」の供給源ではなく、日本で消費し、税を納め、地域社会の一員として生活を営む「生活者」そのものである。実際、ドイツやカナダなど移民の受け入れに積極的な国々では、就労機会の提供だけでなく、地域統合支援や言語教育への公的投資を通じて、外国人を「共に社会を担う存在」として位置づける制度設計が進められている。日本の現行制度は、こうした国際的な潮流とは対照的に、受け入れた後の統合支援よりも、資格維持の可否を審査する「管理」の強化に軸足を置いているように見える。

それにもかかわらず、労働力不足時には受け入れを推進し、人口動態や世論の風向きが変われば「総量管理」や「締め付け」に走るという態度は、外国人にとって極めて不確実で信頼できない国家であることを映し出す。人口流入がインフラや行政サービスに与える影響を精査し議論すること自体は必要であっても、その議論が「外国人をいかに排除・管理するか」という方向だけに収斂していくのは本末転倒である。

いま求められているのは、数を絞り込む「量的マネジメント」ではなく、「受け入れた人々とどう共に暮らすのか」という共生のビジョンである。地域における日本語学習支援の拡充、行政手続きの多言語対応、そして行政側や雇用主側の事務的なミスによる不利益を安易に本人に転嫁しない仕組みづくりなど、具体的な共生策を一つひとつ積み重ねていくことが問われている。永住者をはじめとする外国人を「管理すべき対象」とみなすのか、それとも「ともに社会をつくる住民」と捉えるのか。

進められている一連の制度変更は、単なる出入国管理の技術的な問題にとどまらない。それは、日本社会が「外国人とともに生きる社会」という未来を本気で選択するのか、それとも必要な時だけ搾取し不要になれば排除する「労働力調整弁」として扱い続けるのかという、国家の倫理と姿勢そのものを問う重大な岐路である。



移住連による抗議声明

外国籍労働者の在留を著しく困難にする入管法改定案が成立した。それに対して移住連を中心とする諸団体が抗議声明を発した。ここにその全文を掲載する。われわれもまた、同じ気持ち、同じ抗議の意志を持っていることを表明する。

手数料過大引き上げ入管法改定案の可決成立を受けて

2026 年5月 29 日、在留審査に係る手数料の大幅引き上げなどを盛り込んだ入管法改定案が国会で可決成立した。これにより、在留申請の手数料の法律上の上限は、更新、変更については 10 倍、永住許可については 30 倍に引き上げられることとなる。

法案審議の開始前、私たちは生きていくために不可欠な在留資格を維持するための費用がこのように急激に引き上げられれば、当事者やその家族の生活に極めて深刻な影響を及ぼすことを指摘し、十分な必要性も相当性も認められない制度を対象となる外国籍者の意見聴取もせずに突如導入しようとする本法案に強く反対し、十分な審議を求める。また、すでに日本に居住する外国籍者を標的とする今回の乱暴な制度変更は、日本という国への信頼を損なうものでもあることを指摘した。しかし、国会審議はこうした疑問や指摘に応えるものではなく、むしろ審議を通じて本法案にはこれほど大幅な負担増を正当化するだけの十分な必要性も相当性も認められないことが、より一層明らかになった。

なぜ日本に長く居住し、日本人と同様に税金や公租公課も負担してきている外国籍者が、自身と直接関係のない施策の費用や、難民条約締約国の責務として日本が行う難民認定にかかる費用を、日本国籍がないというだけの理由で「手数料」という名目でさらに負担しなければならないのか。本法案によって、これまで外国籍者が日本で築いてきた生活を奪ったり、家族の分離を招いたり、迫害のおそれのある国に帰ることを事実上強いることにならないのか。政府からは何ら説得的な説明はありませんでした。諸外国と比較したと言いながら、その比較は全く恣意的な、不正確なものであることも明らかになった。

それにもかかわらず、本法案が可決成立したことに対し、私たちは強い憤りと反対を改めて表明する。

また、今後、具体的な金額や、経済的困難その他特別の理由により手数料を減額又は免除する対象が政令で定められるにあたっては、諸外国における同種の手数料の額を勘案するのはもちろんのこと、衆参の付帯決議で定められたとおり、十分に当事者や関係者の意見を聞き、適正な制度設計を行うよう、改めて強く求める。

私たちはすでに著しい人口減少社会、移民社会の中に生きています。今必要なのは、排除や差別によって人々を分断する社会ではない。国籍や民族にかかわらず、誰もが、社会の担い手として尊重され、安心して暮らすことの

できる、公正で包摂的な社会である。私たちは、外国籍者への負担と排除を強める法改定に抗議するとともに、日本社会を構成するすべての人々のために、すべての人の尊厳と権利が守られる社会の実現に向けてこれからも声を上げ続ける。

第38回コミュニティ・ユニオン全国交流集会inあいち

日時：　2026年10月11日（日）13時～10月12日（月）12時まで

会場：　岡谷鋼機名古屋公会堂

名古屋市昭和区鶴舞一丁目1－3　TEL. 052－731－7191

参加費：①全日程　10,000円 ②集会・分科会のみ　3,000円

③レセプションのみ　7,000円

全国交流集会に参加希望の方は、8月末までに土屋書記長に連絡してください。

連絡先：080－1911－1667

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

7月の報告　（一部抜粋）	8月の予定　（一部抜粋）
2日　ナックユノ分会、財政会議	3日　平和行進
3/4日　メンタルヘルスホットライン、花園分会	5日　原水禁フィールドワーク
5日　スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	9日　スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
6日　フルハウス団交	14日　シュハスコパーティ
7日　那須裁判、出雲労働相談	18日　アスベストユニオン
8日　アバンセ団交、出雲労働相談	19日　ユニオンネット
9日　東広島交通団交	24日　県労委調査（江田島自動車学校）
11日　スクラムユニオン・ひろしま第25回定期大会	27日　県労委調査（第一ビルサービス）
25日　安全運輸団交	NPO事務局会議
27日　西広島病院団交、法務局・市役所へNPO登記	28日　鈴木不当解雇撤回裁判
28/29日　出雲相談、フジアルテ事務折衝	29日　県労協幹事会
30日東広島交通団交、継承する会世話人会	9/6日　スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
31日　ブレイズ団交　（他）	（他）